8　酒　税

統計表を見る方のために

1　この章は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成15年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、①清酒、②合成清酒、③しょうちゅう、④みりん、⑤ビール、⑥果実酒類、⑦ウイスキー類、⑧スピリッツ類、⑨リキュール類、⑩雑酒に分類されている。

2　統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目								調査方法
		課税数量	税額	製成数量	販売（消費）数量	製造場数	販売場数	製造者数	販売業者数	
8－1　課税状況										全数調査
(1)　課税状況	種類別	○	○							
(2)　県別課税状況	〃	○	○							
8－2　酒類製成及び手持高										全数調査
(1)　製成数量	〃			○						
(2)　県別製成数量	〃			○						
8－3　免許場数										全数調査
(1)　酒類の製造免許場数等	〃					○		○		
(2)　連続式蒸留機の設備						○				
(3)　その他の製造免許場数						○				
(4)　みなし製造場数	種類別					○				
(5)　酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数	〃						○		○	
(6)　税務署別免許場数	種類別、卸・小売別					○	○		○	
8－4　販売（消費）数量										全数調査
(1)　酒類の販売（消費）数量	種類別				○					
(2)　税務署別販売（消費）数量	〃				○					
(3)　酒類の販売（消費）数量の推移図	〃				○					